

下水道排水設備工事責任技術者
試験・更新講習・責任技術者証登録にかかるよくあるご質問

令和7年4月

大阪府下水道協会

(業務受託実施機関:(一財)都市技術センター)

問合せ先:大阪府下水道協会

(事務局)

東大阪市 上下水道局 下水道部 排水設備課

06-4309-3249

(令和7年5月中旬まで)

守口市 環境下水道部 下水道課

06-6991-1751

(令和7年5月中旬から)

(業務受託実施機関)

一般財団法人 都市技術センター 下水道課 排水設備担当

050-1722-3430(自動応答)

目 次

- 申請書の入手・申請時期・手数料払込・申請方法などにかかる共通事項 . . . 1～4
- 試験関係 4～7
- 更新講習関係 8～10
- 責任技術者証登録関係 10～11

下水道排水設備工事責任技術者 試験・更新講習・責任技術者証登録にかかるよくあるご質問

<申請書の入手・申請時期・手数料払込・申請方法などにかかる共通事項>

Q1. 令和7年度より、試験・更新講習・登録にかかる申請書類はどこに行けばよいのか。

A1. 今般、申請者の方々の利便性向上を図る一環として、申請者各自が申請にかかる関係書類について、**当センターのホームページ** <https://uitech.jp/haisui/>、または**（「一般財団法人都市技術センター」→「排水設備工事関係」にて検索してください。）**よりダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、当センターまで郵送、もしくは直接持参いただくことに変更しています。なお、これら関係書類を入手できない場合は、最寄りの大阪府内各市町村へお問い合わせください。府内各市町村では、出力いただいた申請書類を配布くださいますよう、配慮をお願いしています。

Q2. 申請書印刷方法は。

A2. **A4 サイズで両面印刷してください。**

Q3. 試験・更新講習等、申請書の受付期間は。

A3. 受付期間は**4月14日(月)から5月30日(金)**までとなります。(郵送の場合、5月31日の消印があれば受付けます。なお、郵便局の**特定記録郵便扱い**により当センターまで郵送してください。) また、当センターへ持参の場合は、土曜日・日曜日・祝祭日を除く9時から17時までに当センターの排水設備担当まで提出してください。

Q4. 試験・更新講習の申請書類は、各市町村でも受付けていますか。

A4. 各市町村では受付できません。この業務を大阪府下水道協会から受託、実施しているのは当センターとなりますので、当センターあてに提出していただくようお願いします。

Q5. 特定記録郵便とは。

A5. 「特定記録」は引受けを記録するので、受領証の受取り、配達状況の確認ができます。住民票等個人情報保護の観点から、「普通郵便」で送付され事故等による未着の場合、その責任は負えないためです。

- ① 郵便物の引き受けを記録するサービスで、配達を受取人の郵便受箱に配達します。
- ② 引き受けを記録として、受領証を受け取ります。
- ③ 利用料金は、基本料金に**特定記録料金210円**を加算した料金となります。
- ④ 基本料金等については内容物の量によって変わりますので、郵便局にお問い合わせください。

Q6. 郵送するうえでほかに注意すべき点は。

A6. 試験及び更新講習にかかる申請の場合、**角形2号の封筒(A4 版冊子が封入できる大きさ)**で当センターあてに**「特定記録扱い」**で郵送してください。

加えて、「**受験票**」もしくは「**受講票**」を当センターから返送しますので、**申請者ご自身の住所地が記入され、かつ、切手(110円)を貼付した「返信用封筒」(長形3号)を同封していただく必要があります。**

※なお、更新講習申請時以外で「責任技術者証登録申請」をされた場合の「責任技術者証」の発送については、大阪府下水道協会が特定記録郵便で郵送しますので、返信用封筒を同封いただく必要はありません。

Q7. 申請書に貼付する手数料の納入方法は。

A7. 試験・更新講習・登録にかかる各手数料については、ゆうちょ銀行(郵便局)で納入ください。

- ① ゆうちょ銀行(郵便局)備え付けの「**払込取扱票**」(青色)により納入してください。
納入手数料は申込者負担です。
納入後、「振替払込請求書兼受領書」(コピー可)を申請書の所定箇所に貼付ください。
- ② 「**払込取扱票**」(青色)の「**ご依頼人**」欄には、**社名等の記入だけでは申請者の特定ができませんので、必ず申請者本人の氏名を記入**してください。
- ③ 払込口座記号番号「**00910 2 141034**」 加入者名「**一般財団法人 都市技術センター**」

Q8. 申請手数料の振り込みは、ゆうちょ銀行(郵便局)とのことだが、他の金融機関から振り込むことはできますか。

A8. できません。必ず、ゆうちょ銀行(郵便局)備え付けの「**払込取扱票**」(青色)により納入してください。

Q9. 申請手数料を ATM や電信振替で振り込むことはできますか。

A9. 必ず、ゆうちょ銀行(郵便局)備え付けの「**払込取扱票**」(青色)により納入してください。時間の都合上、やむを得ず、ゆうちょ銀行のATMで振り込んだ場合は、「ご利用明細票」(コピー可)を貼付してください。なお、会社からの振込みの場合、**必ず申請者名が誰か分かるように氏名を記入して下さい。**
電信振替による払込みはご遠慮ください。

Q10. 申請書に貼付する「振替払込請求書兼受領書」を紛失した。

A10. 郵便局から通知される払込取扱票で納入の事実を確認しますので、必ず都市技術センターに連絡をお願いします。

Q11. 申請書の記載住所と返信用封筒(受験票・受講票)の住所が相違してもよいか。

A11. 原則は、住民票に記載されている住所としてください。しかし、その住所では郵便物が受取れない場合はその理由を記載したメモを同封添付してください。

Q12. 誤って振り込んだ手数料は返してもらえるのか。返してもらえるのであればいつ頃か。

A12. 申請書の**受理後**については、開催実施に向けた事務手続き等、当センター側の手数料が発生しますので一切返却はできません。なお、これは「受験(受講)の手引き」にも明記しています。**もし、誤って手数料を振り込んだ場合は申請書を提出せず、速やかに当センターまで連絡をしてください。**還付が可能な場合、事務手続きの都合上、2~3ヶ月を必要とします。なお、還付金額には納入された際の振込手数料は含みません。**返金は振込手数料を引いてお返しします。**

Q13. 今回、都合で受験(受講)できなかった。手数料は返してもらえるのか。また、来年の申請に転用できるか。

A13. 申請書**受理後**の手数料は、**理由の如何を問わず一切返還できません。**なお、このことは「受験(受講)の手引き」に明記しています。また、この手数料は会場費、テキスト等関係帳票の発注、開催実施に向けた事務手続きや諸経費などに充てられる1回限りのものであるため、**次回に転用することはできません。**

Q14. 手数料の振込みなどで申請書の提出が遅れる。期限に間に合わないが受付けてもらえるか。

A14. 提出期限後の申請書は受理できません。

Q15. 受付期間終了後であるが申請を受け付けてほしい。

A15. 締切後は開催実施に向けての事務等の諸手続き、当該業務の委託元である大阪府下水道協会との調整などが始まっていますので、提出期限後の申請書は受理できません。

Q16. 試験や更新講習まで相当期間があるのだから、申請書の追加受付をできるのではないか。

A16. 提出締切後は、開催に向け会場規模の決定や関係帳票の発注、発注元である大阪府下水道協会との調整等、事務処理を進めていますので受理できません。

Q17. 試験(更新講習)申し込みを忘れて申し込み期限を過ぎてしまったが、どうすればいいのか。

A17. 申し込み期限を過ぎた場合は、申請書は受理できません。更新講習の場合、登録資格を失うこととなりますので必ず申込期限内に申請してください。

※但し、次年度の更新講習受講を前提に1年間の救済措置がありますので、詳しくは、当センターまで早急にお問合せください。

Q18. 今日が試験(更新講習)の申込み最終日ですが、何も準備していません。なんとか申込みできませんか。

A18. 本日中に次の手続きを行ってください。

① まず、ゆうちょ銀行(郵便局)で申請手数料を納入してください。

② 窓口が閉まった場合はゆうちょ銀行の ATM で結構です。その際は「**ご利用明細票**」(コピー可)を申請書の所定箇所に貼付してください。

③ 書類に必要事項を記入し、持参していただくか、もしくは特定記録郵便で送付ください。

特定記録郵便は郵便局の窓口扱いです。ゆうゆう窓口のある郵便局は**土日祝対応窓口があります**が、**窓口の開いている時間をご確認ください。消印は必ず期限内**になることを確認してください。なお、写真等が間に合わない場合は、都市技術センターまで連絡のうえ、後日郵送していただければ結構です。

Q19. 合格証(修了証)を紛失したが再交付はできるのか。

A19. 合格証・更新講習修了証ともに再交付できます。申し込みは、直接、業務受託実施機関である当センターへお問い合わせのうえ再交付の手続きをして下さい。

Q20. 合格証再交付(更新講習修了証明)の申請書の用紙は何処へ行ったら貰えるのか。

A20. 当センターのホームページよりダウンロードできますので、先ず当センターにお問い合わせください。

Q21. 合格証再発行(修了証)申請書の提出は本人でなくてもよいか。郵送でも構わないか。

A21. 申請書の提出は本人でなくても構いません。ただし、当センターへ直接申請にお越しの場合は、あわせて委任状(様式は自由)の提出をお願いします。また、郵送でも構いません。

Q22. インボイス対応の領収書がほしいのですが。

A22. 発行を希望される方は、**領収書二重発行防止**の観点から、郵便局で払込まれた際に受領するご自身の領収書である「振替払込請求書兼受領書」の**原本**(幅が約5.5センチメートルの細長い領収書)と**引き換えに発行**します。

このため、試験や更新講習等の申請書関係書類一式を送付いただく際に、この「振替払込請求書兼受領書」を同封いただきますと、**試験にかかる受験票、もしくは更新講習受講にかかる受講票を申請者**

の方に返送する際に同封いたします。

その際、「振替払込請求書兼受領書」に「インボイス対応領収書発行希望」と鉛筆で明記してください。

なお、申請書類を送付後に改めて希望される方につきましては、「振替払込請求書兼受領書」原本と切手を貼ったご自身あての返信用封筒を同封のうえ、当センターあて郵送いただければ対応いたします。

Q23. 試験手数料が 18,000 円、更新講習手数料が 13,000 円と料金が高すぎるのではないかと。

A23. 手数料改定につきましては、ホームページ掲載の「下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習手数料改定について(お知らせ)」のとおり、協会では、平成15年に現行手数料に改正してから、消費税増税を除き22年間にわたりこれまでの手数料価格維持に努めて参りましたが、昨今の物価上昇並びに人件費高騰に伴い、現行手数料による運営が難しくなっております。

皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、この度手数料の改定をさせていただくこととなりましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件に対するご質問については、以下問合せ先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

問合せ先:大阪府下水道協会

(事務局)

東大阪市 上下水道局 下水道部 排水設備課

06-4309-3249

(令和 7 年5月中旬まで)

守口市 環境下水道部 下水道課

06-6991-1751

(令和 7 年5月中旬から)

Q24. ダウンロードできない場合どうすればいいか

A24. お近くの各市町村下水道排水設備担当窓口または当センターにて書類を入手してください。

Q25. 音声案内で SMS 送信が受信できない場合どうすればいいか

A25. ブロックなどの拒否設定をしている可能性があります。設定を見直していただくか

<https://uitech.jp/haisui/> を参照してください。

(「一般財団法人都市技術センター」→「排水設備工事関係」にて検索してください。)

(試験関係)

Q1. 写真はデジタルカメラなどで撮ったものでも大丈夫ですか。

A1. 構いません。ただし、背景やご本人様以外の顔が写らないようにしてください。

また、印刷時の画質が粗くならないよう、普通紙ではなく写真用の光沢用紙を使用してください。不鮮明な写真を提出された場合、撮り直しのうえ再提出をお願いする場合があります。

Q2. 指定された時間帯に受験できないので、時間帯を変えて受験したい。

A2. 指定日時以外の受験は設定しておりません。あしからずご了承ください。

Q3. 受験講習を受けないと受験できないのか。

A3. 受験講習の**受講は必須ではありません**ので、受験は可能です。ただし、当該講習ではテキスト等を配付のうえ受験に関する傾向や対策等について説明を行いますので、できる限り受講されることをお勧めします。また、手数料はこれらを含んだ金額となります。

Q4. 受験講習を受けることができないが、テキストはいつどこで入手できるのか。

A4. 受験講習の開催日以降であれば入手可能です。当センターへ受験票をお持ちいただけたらお渡しします。なお、郵送を希望される場合は、受験票コピーに加え、必ず返送用のレターパックに受験者の住所、氏名、連絡先を明記のうえ二つ折りにして同封してください。

Q5. 試験の結果を知りたい。また、合格発表はどのように行われるのか。

A5. 合格発表は、**10月1日**から約1ヶ月間、当センターホームページにおいて受験番号を掲載します。加えて、受験者全員に対し、合格・不合格の通知を**9月末**に郵送します。

Q6. 住所変更のため郵便局へ転送の手続きをしたが、結果通知が届いていない。

A6. 結果通知は、受験者が受験申請書に記載した住所あてに送付しています。また、当該通知書が当センターへ返戻された場合は、速やかに受験者本人へ直接電話連絡し住所地の確認等を行うなどの対応をしています。なお、受験申請後、転居等住所変更により通知が確認できないのであれば、当センターへお問い合わせください。

Q7. 不合格通知を受取った。解答に自信があったのに納得できない。何点以上が合格なのか、どこが間違っていたのか、得点はいくらだったのか、次回受験の参考としたいので教えてほしい。

A7. 受験申請の際の「受験の手引き」には、試験の合格得点は、総得点満点の70パーセント以上であり、かつ法令・技術の各区分の得点率が50%以上の者を合格とすると記載しています。なお、**試験結果の開示請求に関しては対応していません**。ご不明な点があれば、試験の実施機関である大阪府下水道協会(事務局:守口市)にお問い合わせください。

Q8. 受験講習で持っていくものはあるのか。

A8. **受験票(原本)と筆記用具をお持ちください**。

「大阪府下水道排水設備工事責任技術者講習用テキスト」を使用します。講習会当日にこのテキスト等をお渡しします。

Q9. 試験の申込みを忘れてしまいました。申込み期限を過ぎていますが、今からでも申込みことはできますか。

A9. 申込期限を過ぎての受付はいたしません。

なお、次年度の受験につきましても今年度同様、日程や会場等が決定次第、各市町村の排水設備担当窓口、および当センターのホームページにおいて**4月上旬に掲載を行う予定**です。

Q10. 試験(試験講習会)に申し込みましたが、受験票(受講票)はいつ届くのですか。

A10. **申請時に同封いただいた返信用封筒**により、**7月上旬**に発送予定です。

Q11. 申請の際に必要な住民票は、コピーでもいいですか。

A11. **住民票の原本**が必要です。なお、本籍地やマイナンバーの記載は不要です。

Q12. 受験資格が学歴のみの場合、卒業証明書が必要とあるが、卒業証書のコピーでもよいか。また、婚姻等で証書と名前が変わっているがどうしたらよいか。

A12. 卒業証書のコピーでも構いませんが、その場合はそのコピーが本書と相違がないかの**原本確認**をする必要がありますので、**卒業証書の原本を都市技術センターへ持参**いただく必要があります。また、卒業証書の名前が婚姻等で改姓になっている場合は、旧姓と現在の姓の両方を確認できる戸籍抄本など公的書類(コピー不可)を添付してください。

Q13. 試験に持っていくものはありますか。

A13. 受験票、筆記用具、卓上計算機(計算機能以外の機能が付いたものは不可)を持参ください。

Q14. 渋滞(事故)に巻き込まれて試験会場に遅れた場合、受験できますか。

A14. 試験の場合、試験開始時刻から**30分以上遅れた方は受験できません**。このため、公共交通機関をご利用ください。なお、受験講習会の出席は任意ですのでこの限りではありません。

Q15. 実務経歴証明者の証明資格について、開業届の要らない小規模業者でもよいのか。また、個人で工事を営んでいる。実務経歴の証明は個人名でもよいのか。

A15. 証明者は会社の代表権を有する者として解しており、資格等特にそれ以上のものは求めていません。また、個人が個人を証明したものは受理できませんが、会社の代表者自身が受験される場合、法人格を有する者が同名の個人を証明していると解し受理しています。また、開業届不要の小規模店という確認はしませんが、店舗を構えているのであれば、代表権を有する会社や店舗の代表者として証明していただければ結構です。※「屋号」があれば、あわせてご記入ください。

Q16. ① 水道の主任技術者資格を持っているが、試験の免除または受験資格にならないか。

② 職業訓練学校指導員の免許を持っている。受験資格になるのではないか。

A16. 「受験の手引き」の「受験資格」に記載のある、学歴と実務経歴の証明を求める以外、試験の免除や受験資格の規程にかかる特例措置はありません。

Q17. 大阪府の試験合格者は他府県でも有効なのか。逆に、他府県での資格を持っている者は大阪府で有効か。

A17. **各都道府県単位における資格なので、通用しません**。大阪府で営業をされる場合は、大阪府下水道協会が実施する試験に合格し、下水道排水設備工事責任技術者としての資格を有する者が必要となります。

Q18. 他府県の者でも受験できるのか。

A18. 受験はできますが、**合格した者の資格は大阪府内の市町村に限り有効です**。

Q19. 受験資格について、前の会社では実務経験が十分あるが、倒産して証明がとれないが。

A19. 現在の勤務先に就職する際には、前職を含んだ職歴を記載した履歴書を提出されていると思いますので、前職の職歴を含む現在の勤務先による証明で構いません。

Q20. 今年度の試験、受験講習の日程を教えてください。

A20. 当センターのホームページに掲載しています。

受験講習は7月18日(金)に「ドーンセンター」で、試験は8月24日(日)に「エル・おおさか」で実施します。各々会場が異なりますのでご注意ください。

Q21. 試験を受けるには、費用(手数料)はいくら必要ですか。また、受験講習を受けるための費用(手数料)はいくらですか。

A21. 試験の手数料は**受験講習を含み18,000円(消費税込み)**です。
※受験講習の受講は任意ですが、手数料は変わりません。

Q22. 試験申請等の提出については。

A22. 試験にかかる申請の場合、**角形2号の封筒(A4 版冊子が封入できる大きさ)**で当センターあてに「**特定記録扱い**」で郵送してください。

なお、「**受験票**」を当センターから返送しますので、申請者ご自身の住所地が記入され、かつ、**切手(110円)**を貼付した「**返信用封筒(長形3号)**」を同封していただく必要があります。

また、都市技術センター排水設備担当に直接持参していただくこともできます。

Q23. 受験資格の実務経験の期間について、試験実施日時点では該当となるが、申し込み時点では該当しない場合、受験できるのか。

A23. 「受験の手引き」にも記載があるとおり、**申し込み日時点で2年あるいは1年以上が必要です。**

Q24. 試験に合格したらどのような資格が得られるのですか。

A24. 大阪府下水道協会から合格証が交付され、大阪府内において下水道排水設備工事責任技術者として登録申請できる資格(5年間)を有することができます。(※この登録資格を継承するためには、5年の満了期日を迎える年度内に予め申請のうえ、更新講習を受講する必要があります。)

Q25. 外国人だけが受験できるのか。

A25. 住民票を有する方は受験できます。なお、合格された場合、外国名と日本名の両方をお持ちの方は、合格証に記載する氏名をどちらにするかを明示したうえで申請書を作成してください。

Q26. 外国人だけが種々の手続きに日本名と両方の氏名をもって申請している。合格証には本名に加え、日本名をカッコ書きしたものを希望したいが。

A26. 合格証に記載する氏名は原則いずれか一つですが、種々手続きに両方の氏名を使用しているとのことであれば、データ処理できる字数の範囲内であれば配慮します。なお、申請書にはその旨を明記しておいてください。

Q27. 受験に先立ち勉強したいのでテキストが欲しい。

A27. 大阪府下水道協会では、テキストや例題集を作成して受験講習時に配付のうえ、これを教材として講習を実施しています。この教材を**受験講習実施日以前にお渡しすることはできません**。なお、受験の参考テキストとして「**日本下水道協会**」が発行している図書があります。日本下水道協会へお問い合わせください。

(更新講習関係)

Q1. 今年が更新講習の更新年度ですが、更新案内通知が届きません。

A1. 更新講習の受講案内は、原則、前回の更新講習申請時および受験申請時に記載された住所データをもとに郵送しています。そのため、その後現在までの間に住所変更された場合は当センターあて申出をいただかない限り、住所データを変更できません。なお、当該通知書が当センターへ返戻された場合は、ご本人の連絡先や勤務先を過去データで調査のうえ、可能な限り連絡を取り告知を行っています。
なお、**更新案内通知が届いていなくても、更新講習の申請は行えますので、該当者の方はお忘れなく提出期限内に申請してください。**

Q2. 更新講習会の申し込みは郵送でなければいけないのか。

A2. 郵送のほか、都市技術センターへの持参でも受付けております。

宛先: 541-0055 大阪府大阪市中央区船場中央2-2-5-206(船場センタービル 5号館2階)
一般財団法人 都市技術センター 事業部 下水道課 排水設備担当 電話 050-1722-3430

Q3. 更新講習申請書類等の提出については。

A3. 更新講習にかかる申請の場合、**角形2号の封筒(A4 版冊子が封入できる大きさ)で当センターあてに「特定記録扱い」で郵送してください。**

なお、「**受講票**」を当センターから返送しますので、申請者ご自身の住所地が記入され、かつ、**切手(110円)を貼付した「返信用封筒」(長形3号)を同封**していただく必要があります。

また、都市技術センター排水設備担当に直接持参していただくこともできます。

Q4. 更新講習申し込みは「特定記録」で郵送と書いてあるが「特定記録」でないといけないのか。

A4. 「特定記録」で郵送してください。

「**特定記録**」は引受けを記録するので、受領証の受取り、配達状況の確認ができます。住民票等の**個人情報保護の観点**から、「普通郵便」で送付され事故等による未着の場合、その責任は負えないためです。

・郵便物の引き受けを記録するサービスで、配達を受取人の郵便受箱に配達します。

・引き受けを記録として、受領証を受け取ります。

・利用料金は、基本料金に**特定記録料金の210円**を加算した料金となります。

・基本料金等については内容物の重さによって変わりますので、料金等詳しくは「はゆうちょ銀行(郵便局)」にお問い合わせください。

Q5. 写真はデジタルカメラなど自分で撮ったものでも大丈夫ですか。

A5. 構いません。ただし、背景やご本人様以外の顔が写らないようにしてください。

また、印刷時の画質が粗くならないよう、普通紙ではなく写真用の光沢用紙を使用してください。不鮮明な写真を提出された場合、撮り直しのうえ再提出をお願いする場合があります。

Q6. 更新講習と同時に登録申請したが、その登録申請による責任技術者証はいつ交付されるのか。

A6. **更新講習会終了時に修了証とあわせて交付します。**そのため、受講は座席指定としています。

Q7. 更新講習会に持っていくものはありますか。

A7. 受講票と筆記用具をお持ちください。テキスト等は、当日配付します。

Q8. 受講票はいつ届くのでしょうか。

A8. **7月中旬に郵送**する予定です。

Q9. 受講票が送付されたが、仕事の都合(その他理由)で、指定された日時には受講できない。他の日に変更できないか。

A9. 受講者が、不測の状況のため受講の機会を逸しないよう、指定座席に余裕がある場合に限り変更できるよう配慮しています。詳細については、その時点で早急に当センターまで問い合わせして下さい。

なお、講習日時を振替えても受講ができない場合は、**次年度の講習受講を前提に1年間の救済措置**があります。但し、納入いただいた手数料(更新・登録共)は、理由の如何を問わず返還できません。このことは「受講の手引き」に明記しています。また、各手数料は会場費、テキスト等関係帳票の発注、開催実施に向けた事務手続きや諸経費などに充てられる1回限りのものであるため、次回に転用することもできません。

Q10. 更新講習を受けるよう通知をもらったが、疾病(その他理由)のため受講することができない。

A10. 受講ができない場合は、**次年度の受講を前提に1年間の救済措置**がありますので、必ずその時点で当センターにお問い合わせください。

Q11. 更新講習を受講すると、どのような資格が得られるのですか。

A11. 大阪府下水道協会から修了証が交付され、大阪府下水道協会に下水道排水設備工事責任技術者として登録申請できる資格を再度5年間継承することができます。

Q12. 今年、更新講習の対象になるか、確認したい。

A12. 当センターの排水設備担当までお問い合わせください。

Q13. 今年の更新講習の日程を教えてください。

A13. **9月7日(日)**と**9月13日(土)**、会場は、いずれも「**ドーンセンター**」です。

※開催日時や場所等については、「受講の手引き」を確認ください。

Q14. 更新講習の受講料はいくらですか。

A14. **13,000円(消費税込み)**です。

Q15. 合格証番号、合格証取得日、更新講習前回修了日がわからないが、どうしたらよいか。

A15. 当センターの排水設備担当までお問い合わせください。

Q16. 前回受講したときと氏名が変わっていますが、どうしたらよいですか。

A16. 申請書には新しい氏名を記入して下さい。欄外に旧の氏名を記入して下さい。また、氏名が変わったことを証明する公的証明(**戸籍抄本等の原本**)を必ず添付して下さい。

Q17. 更新講習を受けていないと資格を喪失し、再度、試験を受けなくてはならないか。

A17. 再度、受験のうえ、合格していただく必要があります。

Q18. 責任技術者証の有効期間が来年3月末までであるので、次の更新講習を受ければよいか。

A18. **資格の有効期間の年に実施される更新講習を受講してください。**

ただし、令和2年度以前に各市町村から発行された責任技術者証の有効期間のものについては、資格の有効期間と異なるため、当センターにお問合せください。

Q19. 申請の際に必要な住民票は、コピーでもいいですか。

A19. **住民票の原本**が必要です。なお、本籍地やマイナンバーの記載は不要です。

Q20. 更新講習受講の案内書が届きましたが、資格が必要なくなったので更新をしません。どうしたらいいですか。

A20. 資格の抹消手続きを行いますので、当センターにご連絡ください。

当センターホームページから「登録辞退届書(様式-18)」を出力いただいたうえで提出をお願いします。当センターを經由し各市町村へ情報共有いたします。

(責任技術者証登録関係)

Q1. 申請書の上段にある「新規」「更新」「再交付」の違いを教えてください。

A1. 「**新規**」:現在、大阪府下水道協会へ登録する資格は有しているが、今まで下水道排水設備工事責任技術者証を取得していなかった。しかし、今回必要となったため、新たに申請する方。

「**更新**」:同協会へ登録の申請をし、すでに同技術者証をお持ちの方が、5年間の資格の有効期間満了による更新講習の受講に合わせ、引き続き、次の5年間の新しい有効期間の同技術者証を登録申請される方。

「**再交付**」:今までに同協会へ登録の申請をし、同技術者証をお持ちの方が、紛失や工事業者名等の変更により、新たに記載事項を変更したものが必要になった方。

Q2. 登録の費用はいくらですか。

A2. 登録手数料は**3,300円(消費税込み)**です。

Q3. 現在、〇〇市に責任技術者の登録をしているが、それはどうなるのですか。

A3. 大阪府下水道協会の「実施規程・附則」には、各市町村で発行された責任技術者証は**有効期間が経過するまでの間、協会の責任技術者証とみなす旨**の規定があるため、期間内であれば有効です。

Q4. 現在、責任技術者の登録はしていませんが、今後、登録をしたいときには、どうしたらよいのですか。

A4. **資格の有効期間内**であれば、**随時、登録申請の受付をしています**ので、登録を希望される方は、まず当センターまでお問合せ下さい。申請書類は当センターのホームページからダウンロードが可能です。

Q5. 責任技術者証を紛失した。どうしたらいいですか。

A5. 技術者証を再交付しますので、当センターのホームページから 様式14「下水道排水設備工事責任技術者登録申請書」をダウンロードして記載事項等確認のうえ当センターに郵送してください。

再交付手数料は**3,300円(消費税込み)**です。

Q6. 責任技術者証の有効期間が既に切れているが、どうすればよいのか。

A6. 当センターへ連絡してください。古い責任技術者証の可能性があるため、有効期間をお調べいたします。

有効期間(資格期限)がある場合、責任技術者証の再交付の手続きを行ってください。

有効期間(資格期限)がない場合、再度試験を受験して資格を取り直していただく必要があります。

- Q7. 登録申請に必要な2枚の写真はカラーでないといけませんか。
- A7. 写真は責任技術者証にも使用しますので、3か月以内に撮影したカラー写真を貼ってください。白黒写真を提出された場合、撮り直し、再提出していただく必要があります。
- Q8. 登録申請書に貼る写真はデジタルカメラなど、自分で撮ったものでも良いですか。
- A8. 構いません。但し、背景や本人以外の顔が写らないようにしてください。
また、印刷時の画質が粗くならないよう、普通紙ではなく写真用の光沢用紙を使用してください。
- Q9. 登録申請書に貼る写真のサイズ(縦 3.0cm×横 2.4cm)でないといけないうか。
- A9. **※運転免許証と同サイズの技術者証となりますので上記サイズで提出してください。**
なお、**申請書にも貼付いただくので、計2枚必要です。ご注意ください。**
- Q10. 現在、排水設備に関わる仕事をしていないが技術者証の作成をしたい場合、申請書の「専属する工事業者名」欄はどうしたらよいか。
- A10. 「未所属」と記載ください。
- Q11. 引越して、住所が替わったが、前の住所で登録更新の申し込みをするのですか。
- A11. **新住所の住民票**を添付のうえ、新住所で申し込みください。また、氏名が変わった場合、公的証明(戸籍抄本等の原本)を添付してください
- Q12. 退職等で登録の必要がなくなったのですが、どのような手続きが必要ですか。
- A12. 登録の抹消手続きを行いますので、センターにご連絡ください。当センターホームページから、「登録辞退届」(様式-18)を出力のうえ、必要事項を記入し提出してください。またあわせて責任技術者証もご返納ください。各市町村へ情報共有します。
※再度就職により必要となった場合は、登録資格の期限内であれば随時、登録手続きが可能です。
- Q13. 責任技術者登録は、これまでは府内市町村においてそれぞれ行っていたが、何故、R2年度から大阪府下水道協会で統一して実施することになったのですか。
- A13. 責任技術者の方に、次のメリットがあることから、R2年度より協会で統一して登録を行うことになっています。
これまで指定工事店登録する際、各市町村ごとに責任技術者登録をする必要がありましたが、これを府協会に一本化することにより、府内どの市町村においても下水道排水設備工事責任技術者として登録をすることができますので利便性が向上します。
また、登録手数料についても、手数料を複数の市町村に支払っていただいていたりましたが、一本化されましたので一回の支払いで済ませることができ、手間や経費の節減にもなります。